

新たに蜜蜂を飼育するための手続き等の流れ

1 事前の準備

蜜蜂飼育したい

① 近隣の蜜蜂飼育者の確認

近隣に蜜蜂飼育者がいないか、あらかじめ総合振興局・振興局へ確認してください。

〔※北海道では、蜜蜂飼育者同士の飼育場所は、互いに半径3km以上（蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以上）の距離をおくことを基準としており、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰になる場合は設置場所の検討や減群を求められることがあります。〕

② 近隣住民への危害防止の確認

蜜蜂の飼育場所の選定については、周囲への十分な配慮が必要であり、特に次の項目についてよく検討し、あらかじめ飼育予定場所を管轄する市町村に相談してください。

- 直接的に、近隣住民等に危害を及ぼさないこと。
- スズメバチや熊などを呼び込む誘因となり、近隣住民に対する間接的な危害の原因とならないこと。

2 蜜蜂の配置調整に関する手続き

前年夏前まで

① 飼育を予定する場所の確認

飼育を予定する場所を管轄する市町村で、正確な土地地番等を確認してください。

※自己所有地以外での飼育を予定する場合は、土地所有者とよく相談した上で、土地の使用について承諾を得てください。

前年7月末まで

② 「蜜蜂飼育に関する調書」の作成及び提出

「養蜂振興法及び北海道蜜蜂転飼条例に係る事務取扱要領」に基づく「蜜蜂飼育に関する調書」を作成し、7月末日までに飼育予定場所を管轄する総合振興局又は振興局を経由して地区養蜂組合長へ提出してください。

前年8～9月

③ 事前調整の実施

家畜伝染病のまん延防止や円滑な養蜂振興のため、設置予定場所を管轄する地区養蜂組合が主催する「事前調整」において、蜂群の配置に係る協議を行ってください。

〔※事前調整は、設置を希望する前年の8月～9月頃に行われますので、この時期までに「1 事前準備」を終わらせておく必要があります。〕

事前調整の日程及び開催場所については、各地区養蜂組合又は総合振興局・振興局から連絡がありますので、時間等調整の上、出席してください。

調整了承

④ 地区養蜂組合の調整会議の実施

事前調整の結果を基に、各地区養蜂組合において実施される調整会議で、他組合員との調整を実施し、調整結果は地区養蜂組合長から文書により通知されます。

3 蜜蜂を飼育するための手続き

当年1月31日まで

⑦ 「蜜蜂飼育届出書」の提出

調整会議で調整が整った飼育予定場所について、1月31日までに飼育場所を管轄する総合振興局・振興局を経由して北海道知事へ提出してください。

⑧ 腐蛆病検査に係る連絡

家畜伝染病予防法に規定された「腐蛆病検査」を受検するため、あらかじめ飼育場所を管轄する家畜保健衛生所へ連絡してください。

当年2カ月前まで

⑨ 転飼許可申請

蜜蜂を飼育する2カ月前（道内において移動する場合は、1カ月前）までに「転飼許可申請書」を飼育場所を管轄する総合振興局・振興局を通じて北海道知事へ提出し、許可を得てください。

当年7月～

⑩ 腐蛆病検査の受検

家畜伝染病予防法に基づき、市町村から検査受検の連絡がありますので、必要な手続きを行ってください。